

令和 7 年第 3 回芸西村議会「定例会」議事日程

令和 7 年 9 月 1 1 日

- 日程第 1 議案第 43 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第 44 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 45 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 46 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 47 号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 48 号 令和 6 年度芸西村一般会計の決算認定について
- 日程第 7 議案第 49 号 令和 6 年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定について
- 日程第 8 議案第 50 号 令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定について
- 日程第 9 議案第 51 号 令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定について
- 日程第 10 議案第 52 号 令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定について
- 日程第 11 議案第 53 号 令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計の決算認定について
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 6 年度芸西村下水道事業会計の決算認定について
- 日程第 13 議案第 55 号 令和 7 年度芸西村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 56 号 令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 57 号 令和 7 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 58 号 令和 7 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 59 号 令和 7 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 60 号 令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 発議第 2 号 消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書
- 日程第 20 議員派遣の件
- 日程第 21 閉会中の継続調査の申し出

招 集 年 月 日 令和7年9月11日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○				9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	小松 司沙	産業振興課長補佐	常光 紘正
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和7年9月11日（木）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和7年第3回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、議案第43号教育委員会委員の任命についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第45号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第45号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第46号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第46号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第5、議案第47号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第47号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第6、議案第48号令和6年度芸西村一般会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第48号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第7、議案第49号令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 49 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 49 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 8》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 8、議案第 50 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 50 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 50 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 9》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 9、議案第 51 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 51 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 51 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 10》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 10、議案第 52 号令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 52 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 52 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 11》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 11、議案第 53 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 53 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 53 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 12》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 12、議案第 54 号令和 6 年度芸西村下水道事業会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 54 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 54 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 13》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 13、議案第 55 号令和 7 年度芸西村一般会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 55 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 55 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 14、議案第 56 号令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 56 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 56 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 15、議案第 57 号令和 7 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 57 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 16、議案第 58 号令和 7 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 58 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 58 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 17、議案第 59 号令和 7 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 59 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 18、議案第 60 号令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 60 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 60 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 19》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 19、発議第 2 号消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。

2 番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。読み上げまして、提案理由の説明といたします。

消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書。

食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続き、県民生活は窮地に追い込まれています。

くらしと営業、地域経済を守る上で最も有効な景気対策の一つは、消費税の減税です。消費税減税に賛成 68%、うち 18 歳から 29 歳では 87% など、県民、国民の多数が消費税減税を待ち望み、自民党の少なくない国会議員も含め、ほとんどの政党が何らかの消費税減税を掲げています。

消費税の減税は、物価を押し下げ、その効果が全ての国民にまんべんなく、ただちに行き渡ります。いったん税率を下げればその効果は先々まで続き、この面でも経済対策として最も有効な手段の一つです。すでに諸外国では、期限付きを含め 110 の国や地域で消費税（付加価値税）減税に踏み出し、効果を上げています。応能負担の原則で、税金を負担し、無駄使いを削るなどの施策で、代わりの財源を生み出すことも可能です。

令和 5 年 10 月にインボイス制度が始まり、取引先との関係で、やむなくインボイス登録した建築下請業者は、売上 700 万円、利益 300 万円程度で、初年度（昨年）の消費税納税額は 3 か月分で 4 万円程度、今年は 12 か月分で 18 万円近くになりました。令和 9 年以降は 2 割特例の期限が切れるので倍の 40 万円近くの納税額になります。価格転嫁もできず、請負単価も上がらない中で、インボイス制度は小規模事業者の経営を圧迫しています。

そこで、政府に、消費税減税とインボイス制度廃止を求め、くらしと営業を立て直す施策を強力に実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 11 日。提出先、内閣総理大臣、他関係機関。以上、よろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

暫時、休憩します。

[休憩 9 : 20]

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 9 : 25]

挙手多数です。

従って、発議第 2 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 20》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 20、議員派遣の件を議題にします。

会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、議員派遣の件はお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

《日程第 21》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 21、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 7 年第 3 回芸西村議会定例会を閉会します。

〔 9 : 27 閉会〕